

令和 年 月 日

保護者殿

わかば支援学校ふじかわ分校
学 校 長

学校感染症に係わる出席停止について

学校感染症と、その出席停止期間は学校保健安全法 19 条 2 号の規定で定められています。医師が各疾患の登校基準（出席停止の基準）を考慮して記載するもので、通常その期間は欠席扱いになりません。

病気が治癒し、医師から登校の許可がでましたら、所定の用紙に証明していただき学校へ提出してください。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 インフルエンザ | 発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで |
| 2 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| 3 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 4 麻疹（はしか） | 解熱後 3 日を経過するまで |
| 5 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 6 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 7 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 8 咽頭結膜炎（プール熱） | 主要症状が消失した後、2 日を経過するまで |

*上記の学校感染症にかかったときは、「出席停止」となりますので、医師から登校しても良いと言われるまで自宅での療養をお願いいたします。この措置は、お子様が十分に休養して早く病気を治すためと、他の子どもへの感染を防ぐためのものです。

*出席停止による療養期間中は欠席にはなりません。

*登校の際には「登校許可証」の提出をお願いいたします。（担任に提出してください）

***インフルエンザと新型コロナウイルスは専用の登校許可書になります「登校許可証(インフルエンザ・新型コロナウイルス用)」**